厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢期の女性に対する年金の現状

令和４年４月２１日

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

１．高齢者の公的年金額の分布（配偶者の状況別）　・・・　２

２．女性の働き方・暮らし方と年金との関係（イメージ）　・・・　３

３．高齢者の現役時代の経歴類型と年金（性・年齢階級別）　・・・　６

４．被用者保険の適用拡大による将来の低年金の防止　・・・　７

５．年金生活者支援給付金の概要　・・・　１０

1．高齢者の公的年金額の分布（配偶者の状況別）

○配偶者あり世帯の夫婦2人分の公的年金額分布状況をみると、月額20万円以上が7割を超えている。
○配偶者なし世帯（女性）の公的年金額分布状況をみると、女性全体に比べ年金額の高い方に分布している。
○配偶者なし世帯（女性）の内訳をみると、未婚、死別は10万円以上が約6割を占める（死別は遺族年金を含む年金額）が、離婚では約３割にとどまっており、離婚の方の年金額が低く分布している。

配偶者あり世帯　本人及び配偶者の年金額（2人分）分布状況

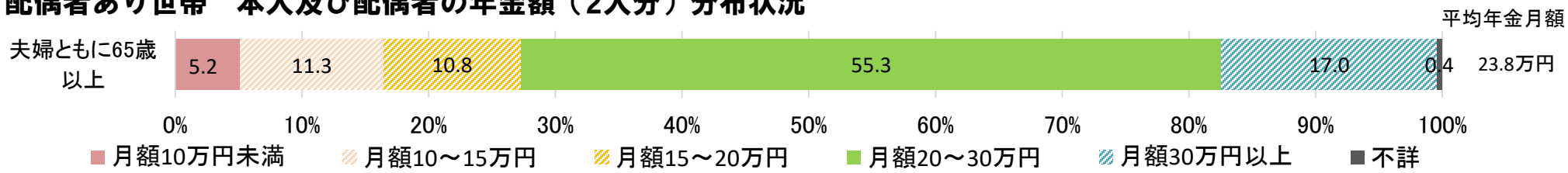

配偶者なし世帯　本人の公的年金額分布状況

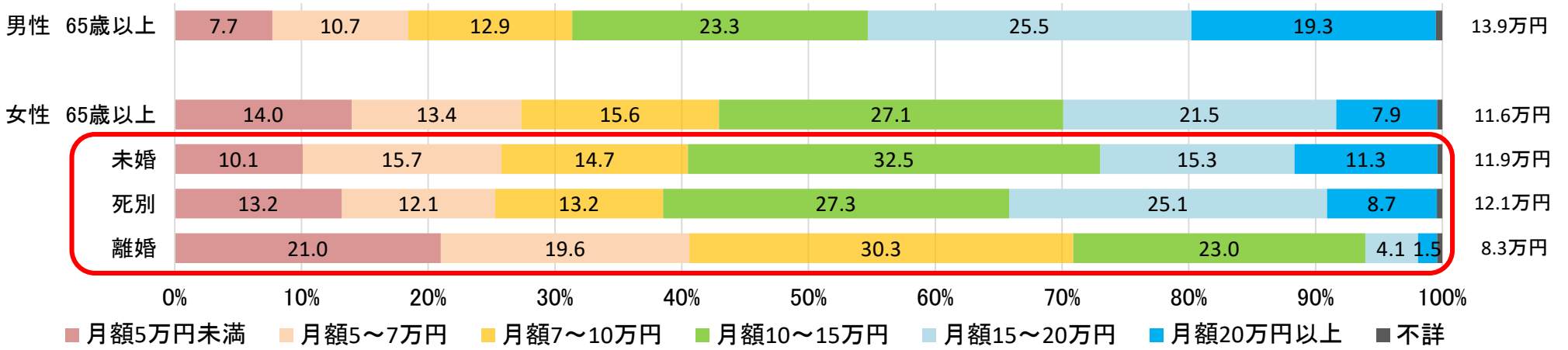

（参考）配偶者あり、なし世帯計　本人の公的年金額分布状況

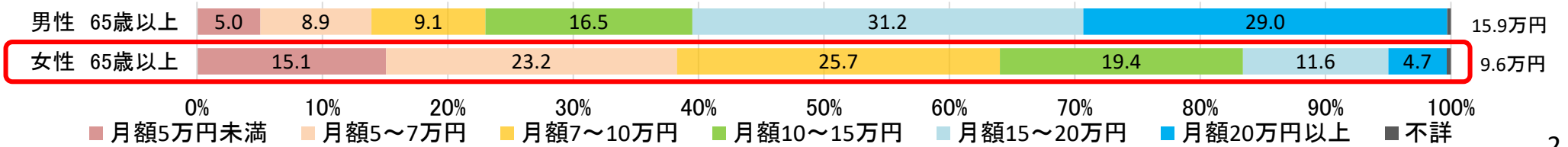

（資料）平成29年老齢年金受給者実態調査（特別集計）

2. 女性の働き方・暮らし方と年金との関係（イメージ）

例①現役時代にフルタイムで働いていた女性（共働き者や、単身者）

- 厚生年金の被保険者期間が長く、
- その間の報酬額も比較的高い。

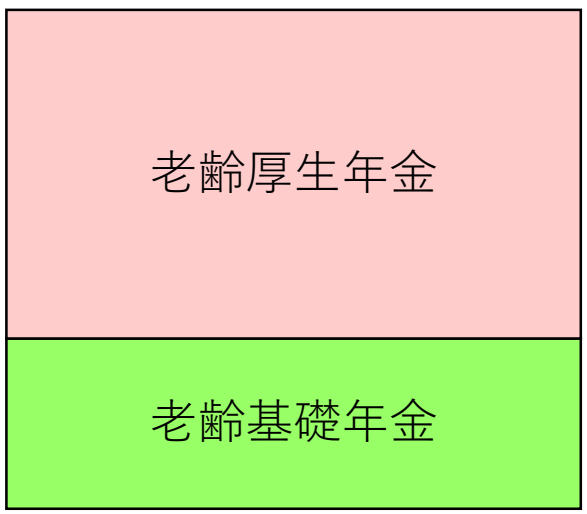

自身の老齢厚生年金を受給
老齢基礎年金も満額

例②現役時代に専業主婦やパートなどで働き、フルタイム就労だった夫と死別した女性

- 厚生年金の被保険者期間が短く、
- その間の報酬額も比較的低い。
- 第３号被保険者期間が長い。

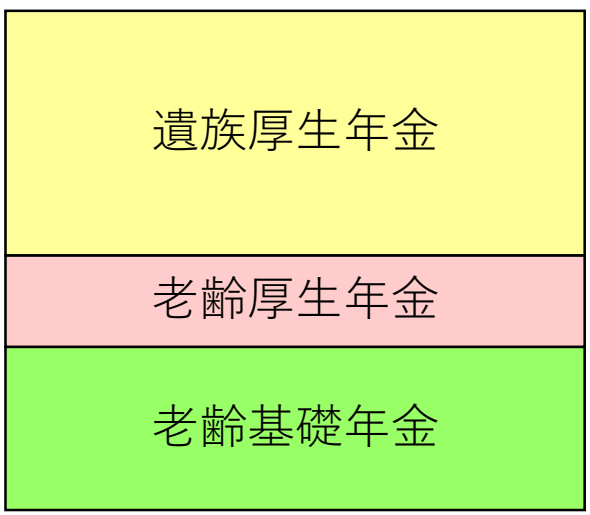

自身の老齢厚生年金は少ないが、
遺族厚生年金を受給
老齢基礎年金も満額

例③現役時代に専業主婦やパートなどで働いた女性（夫と離婚）

- 厚生年金の被保険者期間が短く、
- その間の報酬額も比較的低い。
- 国民年金期間が長く、
- 未納や免除の期間がある。

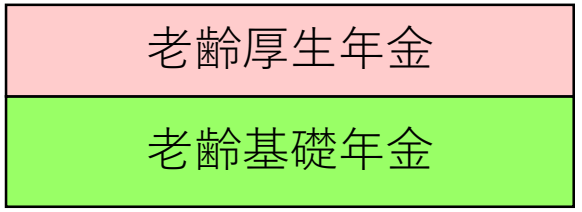

自身の老齢厚生年金が少ない上に、
基礎年金も満額より少ない

（参考）遺族厚生年金の仕組み

１．支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき

② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで５年以内に死亡したとき

※①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件（保険料納付済期間等が３分の２以上もしくは亡くなった月の前々月までの１年間に保険料の滞納がない場合（令和８年３月31日までの経過措置））を満たしている必要

③ １級・２級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間等が25年以上である者に限る）または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

２．支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

① 子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）

② 子のない妻　※②で夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付。

③ 孫

④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

※④で遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は55歳から支給

※子とは、18歳到達年度の末日までにある子または１級・２級の障害の状態にある20歳未満の子。

※「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

３．年金額

死亡した者の報酬比例の年金額 × ３／４

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算

中高齢寡婦加算：　次のいずれかに該当する妻には、 65歳までの間、遺族基礎年金の額の３／４ （583,400円）が加算される。

・夫の死亡時に40歳以上（支給要件④により受給する場合、夫の厚生年金被保険者期間が20年以上）で子のない妻

・40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻

【遺族厚年と老齢厚年との併給調整】

自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

① 自らの老齢厚生年金は全額支給。

② 次のＡとＢのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。

Ａ．遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の３／４）

Ｂ．遺族厚生年金の２／３（配偶者の老齢厚生年金の１／２）と自らの老齢厚生年金の１／２

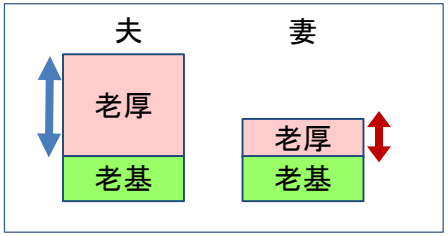

夫死亡

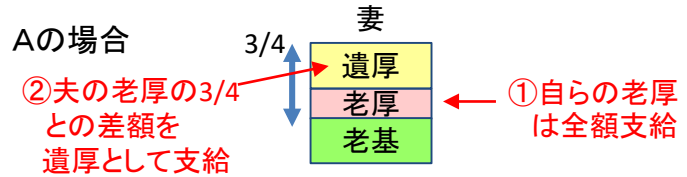

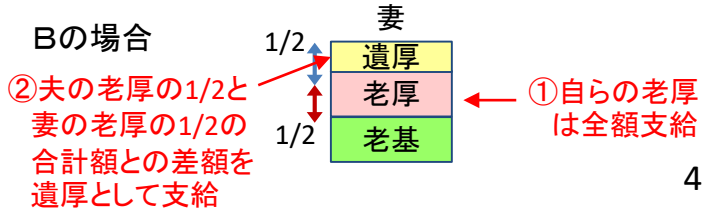

（参考）遺族基礎年金の仕組み

１．支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

① 国民年金の被保険者
② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

※　①、②については、保険料納付済期間等が３分の２以上を条件とする。
なお、令和８年３月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの１年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間等が25年以上である者に限る）
④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

２．支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

① 子のある配偶者
② 子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）

※　子とは、18歳到達年度の末日までにある子または１級・２級の障害の状態にある20歳未満の子。
※　「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

３．年金額（令和４年度）

777,800円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額
子の加算額：第１子・第２子・・・各223,800円　第３子以降・・・各74,600円

3. 高齢者の現役時代の経歴類型と年金（性・年齢階級別）

○　年金受給者の現役時代の経歴類型をみると、年齢階級が下がるほど、正社員中心や常勤パート中心が増加し、自営業中心が減少している。

○　女性の現役時代の経歴類型は、正社員中心、常勤パート中心、アルバイト中心、自営業中心を合計すると56.4％に対し、収入を伴う仕事をしていない期間が中心の者は17.7％となっている。

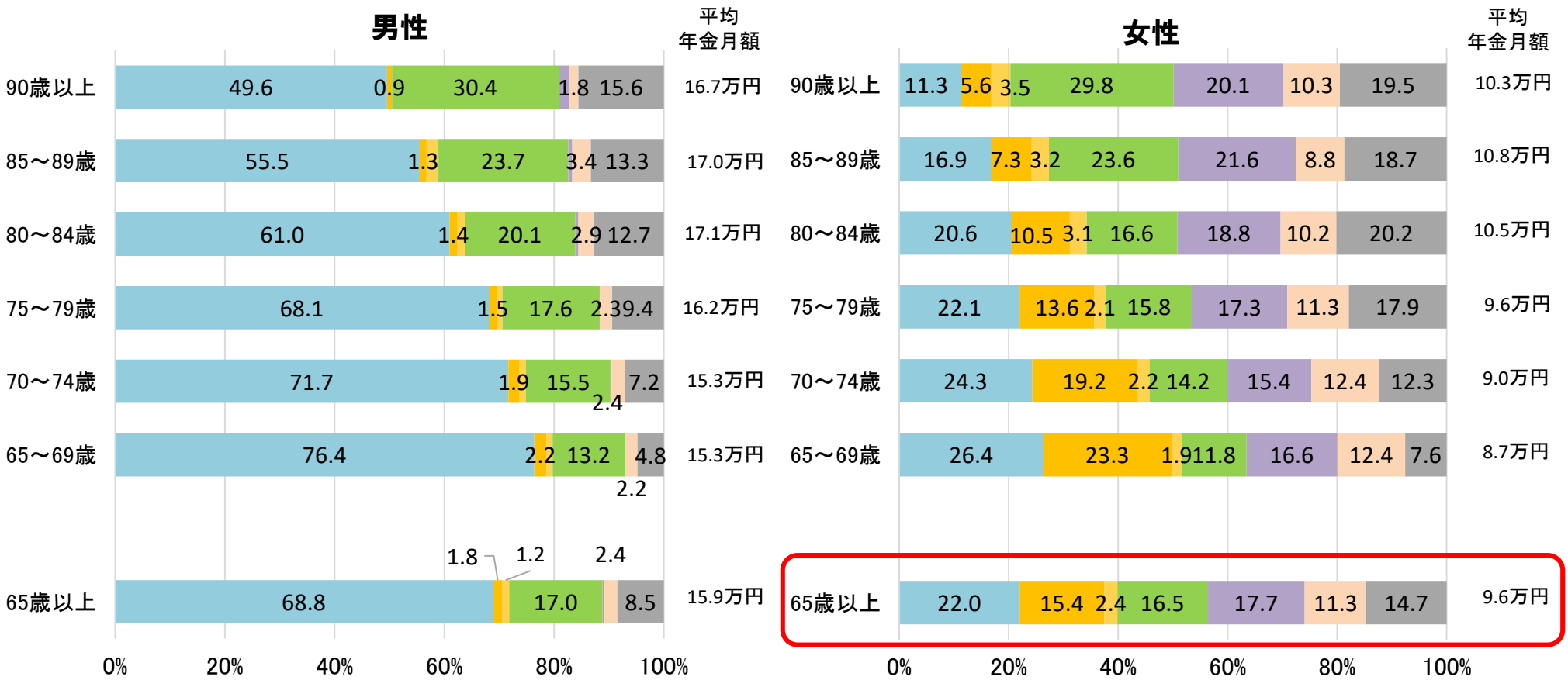

（注）「正社員中心」とは、20～60歳の間のうち、20年を超えて正社員であったもの（他も同様）であり、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であったものである。

（資料）平成29年老齢年金受給者実態調査

4. 被用者保険の適用拡大による将来の低年金の防止

1．短時間労働者への適用拡大

＜2012（平成24）年改正（2016年10月～）＞

① 週労働時間**20時間**以上

② 月額賃金**8.8万円**以上（年収換算約106万円以上）
※ 所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない

③ 勤務期間１年以上見込み

④ 学生は適用除外

⑤ 従業員500人超の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

＜2016（平成28）年改正（2017年４月～）＞

⑤ **500人以下の企業等**について、
・**民間企業は、労使合意で、適用拡大を可能に**
・**国・地方公共団体は、適用**

＜2020（令和２）年改正（今回）＞

③ 勤務期間１年以上見込み
→（2022年10月～）**撤廃**
…フルタイムの被保険者と同様の**２ヶ月超の要件**を適用

⑤ 従業員　500人超の企業等
→（2022年10月～）**100人超規模**の企業に適用
→（2024年10月～）　**50人超規模**の企業に適用

2．個人事業所の非適用業種の見直し

（現行）

① 常時１名以上使用される者がいる**法人**事業所
② 常時５名以上使用される者がいる
個人の事業所（法定16業種のみ）
⇒ **強制適用**

③ 上記以外　⇒ 強制適用外
（労使合意により任意に適用事業所となることは可能
＝**任意包括適用**）

・法定16業種は、昭和28年以来、改正されていなかった。

（2022年10月～）
○**法律・会計事務を取り扱う士業**（※）を適用業種に追加
…これにより**法定17業種**に
※弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・
公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・
公証人・海事代理士

◆　個人事業所の非適用業種
農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、
洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、警備業、ビルメンテナンス業、
デザイン業、経営コンサルタント業、政治・経済・文化　等

（参考）被用者保険の適用拡大の意義

①被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金による保障（報酬比例の上乗せ給付）や、健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

②働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や、企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

③社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象となった者は、国民年金のような未納もなく、基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになり、無年金・低年金を防ぐことができる。
- 適用拡大は、どのような働き方でも共通に保障される基礎年金の水準の確保につながり、所得再分配機能の維持に資する。

週20-30時間・月収8.8万円以上のパート労働者の被保険者区分

（参考） 被用者保険の適用拡大による保険料と給付の変化

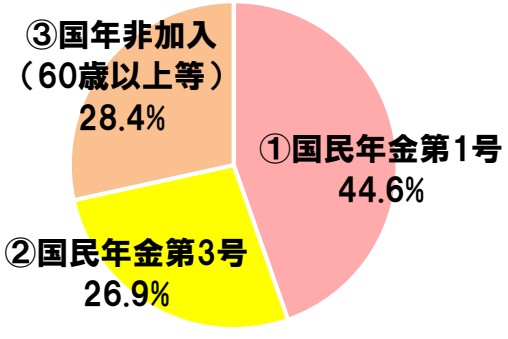

※ 月収8.8万円（年収106万円）の場合

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）	医療保険給付
20年間加入	月額８，１００円	月額4,400円	月額 9,000円／年額108,300円 × 終身	医療費給付＋傷病手当金出産手当金
１０年間加入	月額８，１００円	月額4,400円	月額 4,500円／年額54,100円 × 終身	
１年間加入	月額８，１００円	月額4,400円	月額 450円／年額5,400円 × 終身	

① 単身者、自営業者の配偶者など

（国民年金第１号被保険者、国民健康保険加入者）

厚生年金・健康保険被保険者
（月額・10年間加入の場合）

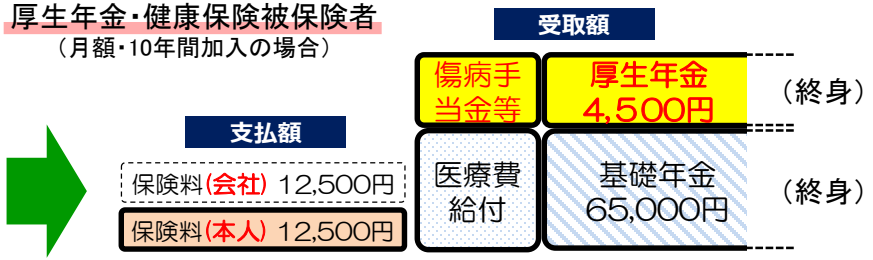

② サラリーマン家庭の主婦など

（国民年金第３号被保険者、健康保険被扶養者）

厚生年金・健康保険被保険者
（月額・10年間加入の場合）

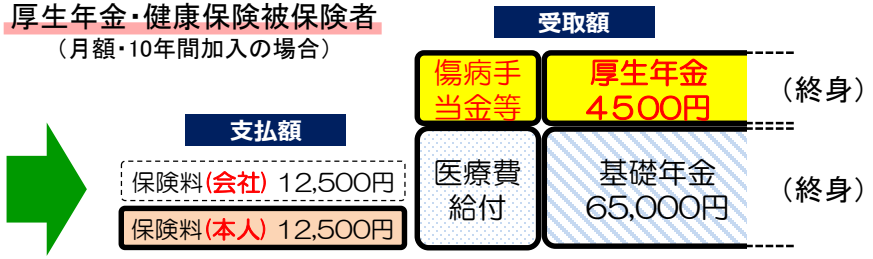

③ 高齢者（60歳以上）等

（国民年金非加入者、国民健康保険加入者）

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる

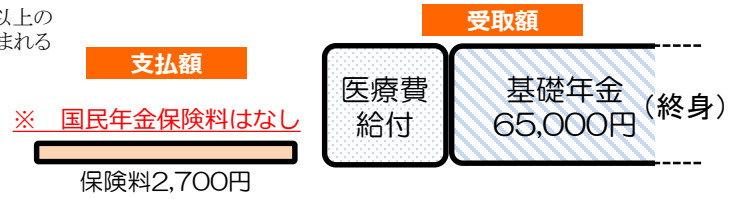

厚生年金・健康保険被保険者
（月額・10年間加入の場合）

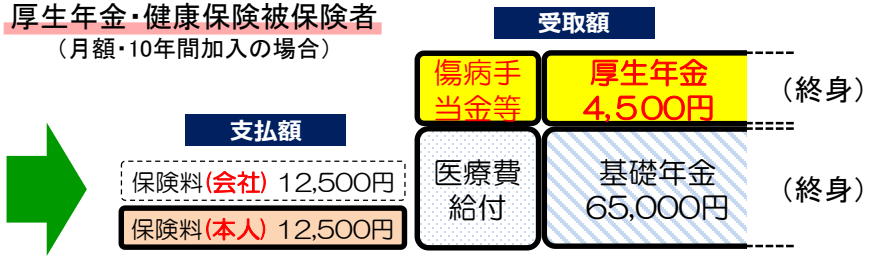

※ 図は報酬比例部分の年金額が増える分を示しているが、厚生年金の加入期間が480月（40年）に満たない者の場合は、更に経過的加算（基礎年金増に相当）が加算される。

5. 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
【令和４年度基準額 年60,240円（月5,020円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
② 前年の公的年金等の収入金額※1とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※2以下であること
③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。
※2 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和４年度は781,200円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）
＝ 5,020円※3 ×保険料納付済期間（月数）/ 480月

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）
＝ 10,802円※4 ×保険料免除期間（月数）/ 480月

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。
※4 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,401円）。

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額＋給付金額（月額）
480月	0月	5,020円	64,816円	69,836円
240月	0月	2,510円	32,408円	34,918円
360月	120月	6,466円	56,714円	63,180円
240月	240月	7,911円	48,612円	56,523円

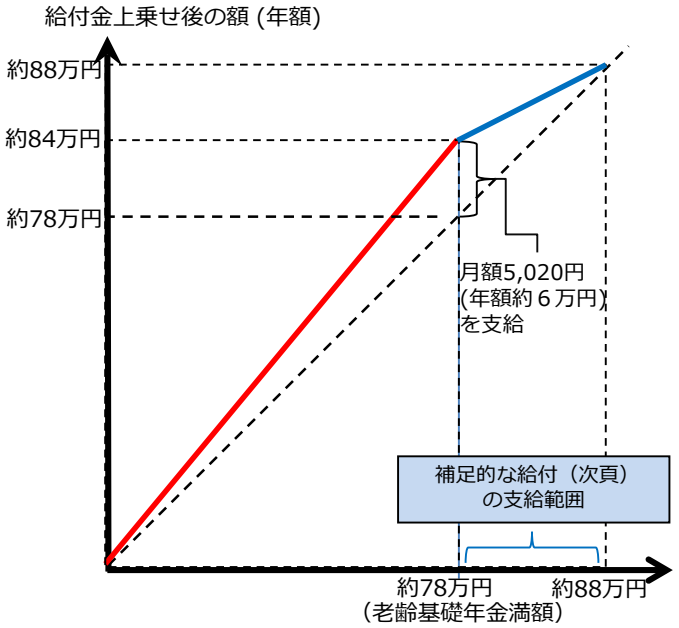

前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、
前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※５までの者に対しては、
老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※５　令和４年度は881, 200円。

・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逓減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

【支給要件】　①　障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
②　前年の所得※６が、472万1,000円以下※７であること

※６　障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
※７　20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】　障害等級２級の者及び遺族である者 ･･･5,020円※８（月額）
障害等級１級の者 ･･･6,275円※８（月額）

※８　毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

・施行日･･･令和元年10月１日

・手続　･･･本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に２か月毎に支給。

・費用　･･･全額国庫負担（令和４年度予算額：5,235億円）

・受給者数（令和３年３月）･･･老齢給付金468.1万人、補足的老齢給付金96.2万人、障害給付金200.1万人、遺族給付金8.0万人

・その他･･･各給付金は非課税。